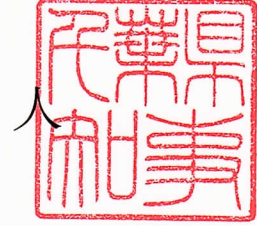


令和 5年 4月11日

(株) 匠工務店

日高 正一郎 様

千葉県知事 熊 谷 俊



一般 建設業の許可について (通知)

令和 5年 3月 1日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 千葉県知事 許可(般-5) 第 40955 号
許可の有効期間 令和 5年 5月 6日から 令和 10年 5月 5日まで
建設業の種類

土木工事業
とび・土工工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

大工工事業
石工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 4月 5日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)